

第4次さっぽろ子ども未来プランの改定について

1 第4次さっぽろ子ども未来プラン改訂の必要性について

第4次さっぽろ子ども未来プラン（計画期間：令和2年度～令和6年度）（以下「現計画」という）は、令和6年度をもって計画期間が満了となることから、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、「（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プラン」（以下「次期計画」という）を策定する必要がある。

2 国の動きについて

(1) 子ども基本法（令和5年4月1日施行）

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的に施行された。
- こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが、国や地方公共団体に義務付けられている。
- 国に対し、こども施策に関する大綱（こども大綱）の策定義務を明記している。また、地方自治体に対し、こども大綱を勘案した自治体こども計画の策定を努力義務としている。

(2) こども大綱（令和5年12月22日発出）

○概要

- ・こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもの。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化された。
 - ・こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、国・地方自治体に対し、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくことを求めている。
- こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」
- ・全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

⇒「こども・若者は権利の主体である」というこどもの権利の理念が根幹となっている

○こども大綱で示すこども施策に関する基本的な方針

- ・こども大綱では、こども・若者の権利保障や、意見の尊重、ライフステージに応じた切れ目のない支援、組織横断的な官民連携の重視などの基本的な方針を定めている。

○こども大綱で定めるこども施策に関する重要事項

①ライフステージを通じた重要事項

- ・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ・障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ・こどもの貧困対策
- ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
など七つの事項

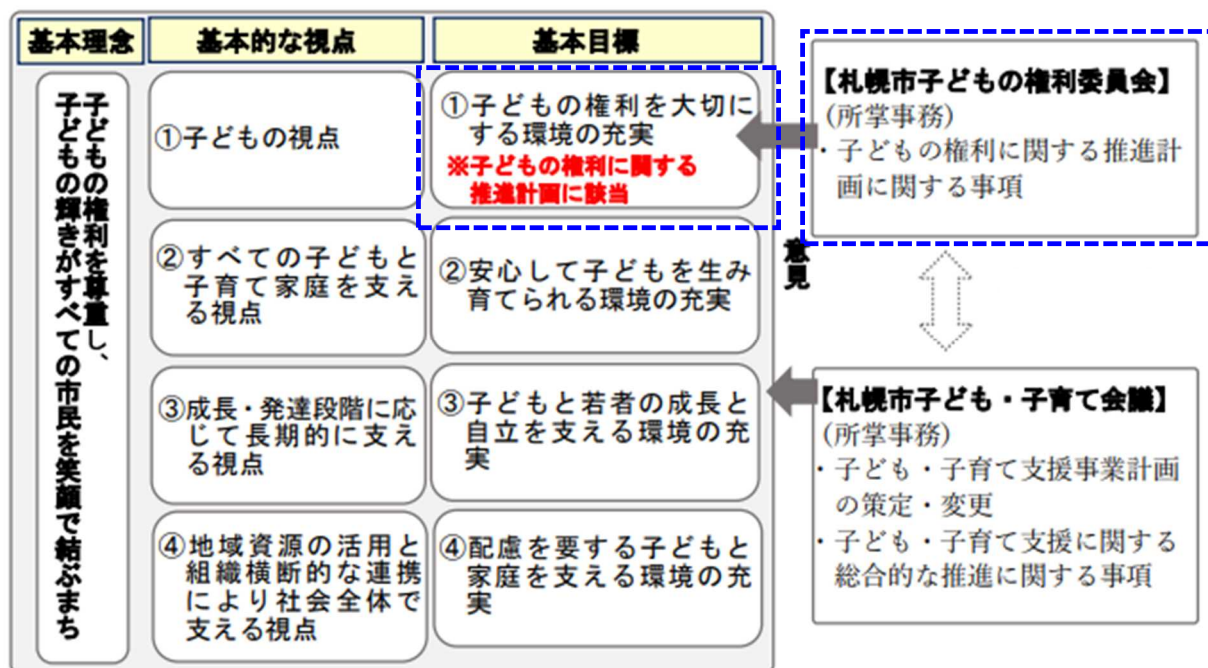
②ライフステージ別の重要事項

- ・こどもの誕生前から幼児期まで ・学童期、思春期 ・青年期

③子育て当事者への支援に関する重要事項

- ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ・地域子育て支援、家庭教育支援
- ・共働き、共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ・ひとり親家庭への支援

3 現計画の概要



○現計画の考え方

- ・子どもの権利の尊重のもとで、いじめや虐待などで悩み苦しむ子どもを支えることはもとより、子どもを社会の一員として尊重し、札幌の将来を担う自立した社会性のある大人への成長を支援するとともに、子どもの育ちや子育ての環境をより一層充実させていく。

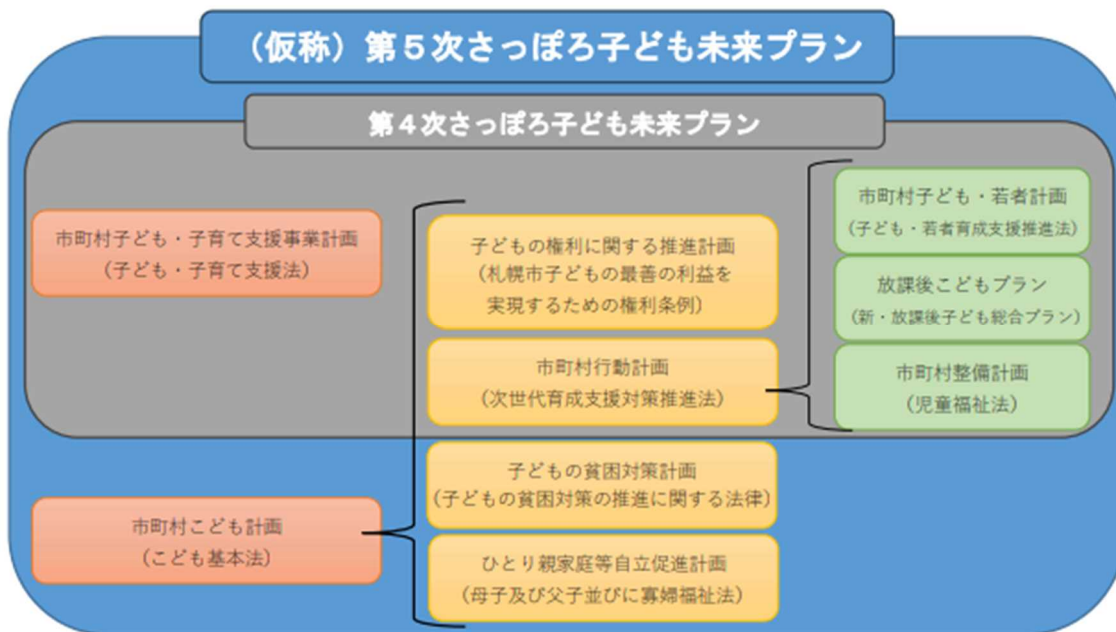
○こども大綱と現計画の共通点

- ・「子どもの権利」を全体の通底理念としている点
- ・切れ目のない支援を行うという視点
- ・組織横断的な連携により社会全体で子ども・子育て世帯を支えるという視点

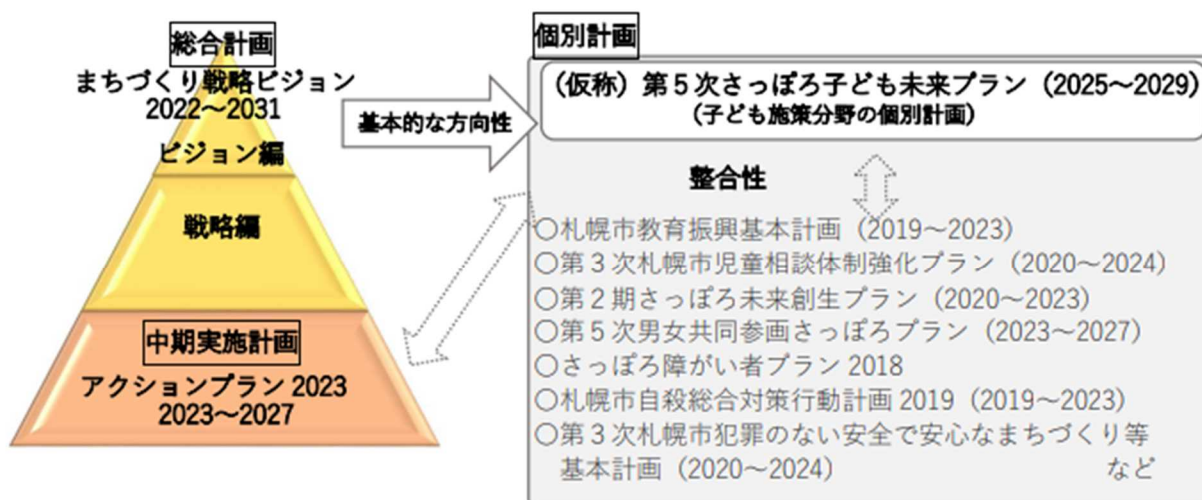
○現計画は、「こども大綱」の考え方を先んじて形にした計画といえる。次期計画においても、「子どもの権利」を主軸に、「こども大綱」の内容を踏まえながら、体系を組み立てていく。

4 こども基本法等を踏まえた計画の位置づけ及び計画期間

- 現計画は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく子どもの権利推進を理念とし、「市町村行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」「子どもの権利推進計画」を合わせた計画であり、他計画も一体のものとして策定している。
- 次期計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付けることとし、「こども大綱」の内容を勘案して策定する。そのため、本市の次期計画においても、子どもに関する計画を束ね一体的にこども施策を推進するため「札幌市子どもの貧困対策計画」及び「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を統合する。



- また、次期計画は「札幌市まちづくり戦略ビジョン（2022～2031）」の方向性を踏まえた子ども施策分野の個別計画と位置付ける。
- 社会情勢が目まぐるしく変化する中、5年という中期の計画期間が適当と考えられることに加え、子ども・子育て支援法にて5年を一期とする事業計画を定めるものとされているため、次期計画も5年（2025～2029）を計画期間とする。



5 改定の想定スケジュール

時期	審議内容	国の動き／市民意見
2023年4月		<u>こども基本法施行</u>
12月		<u>こども大綱発出</u> 子どもに関する実態・意識調査
2024年5月	・プランの改定について ・子どもに関する実態・意識調査結果報告	
6月		<u>こどもまんなか実行計画発表</u>
8月		子ども向けワークショップ
9月	・素案の検討	
11月	・計画案の検討	
12月		パブリックコメント・キッズコメント
2025年3月	・計画案の確定	